解散公告

当法人は、平成二十八年十二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

長野県松本市波田四一八一番地二

特定非営利活動法人ラ・ヴィアン・ローズ

代表清算人　重信みどり

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

愛知県愛西市本部田町宮ノ切九七番地

一般社団法人益宝商店

代表清算人　浦野　純子

解散公告

当社は、平成二十九年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

京都市下京区七条通烏丸東入真苧屋町二一四番地

株式会社ワンダースタジアム

代表清算人　浜崎　健司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

大阪市住之江区浜口東二丁目一番二一号

タムラサッシ株式会社

代表清算人　田村　龍一

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

広島市佐伯区五日市中央三丁目一番一五―四〇四号

株式会社イージーリテイリング

代表清算人　柴田　啓子

解散公告

当社は、平成二十九年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

山口県岩国市川口町二丁目一番三〇号

有限会社中本興業

清算人　中本　正

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

宮崎県延岡市北小路三八四七番地二一

有限会社太田商店

清算人　太田　孝生

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十二月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

愛知県北設楽郡設楽町西納庫字森下九番地一

農事組合法人西部園芸組合

清算人　加藤　由樹

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十九年一月十九日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

岡山県美作市真加部一六一六番地

清算法人長谷内土地改良区

清算人代表　浅尾　吉弘

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年一月十一日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

宮城県岩沼市押分字奥山七八番地一

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　禮吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年七月三日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百十条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

東京都港区赤坂六丁目一三番六号

社団法人楡の木会

清算人　鈴木耕太郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年一月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

富山県富山市新庄町字馬場二四番地の二

富山県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　白倉　三喜

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月二十二日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

鹿児島県肝属郡肝付町南方二五番地三

徳丸漁業生産組合

清算人　柳川　哲郎

第31期決算公告　平成29年2月20日

東京都文京区小石川二丁目5番5号

紅屋ホールディングス株式会社

代表取締役　今井　敏義

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,842,400
	固定資産	10,295,848
	資産合計	12,138,248
負債及び純資産の部	流動負債	184,477
	固定負債	380,470
	株主資本	11,560,156
	資本金	250,000
	利益剰余金	11,385,155
	利益準備金	62,500
	その他利益剰余金	11,322,655
	（うち当期純利益）	(219,611)
	自己株式	△74,998
	評価・換算差額等	13,144
	負債・純資産合計	12,138,248

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千四百万円減少し九千六百万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十日

東京都文京区小石川二丁目五番五号

紅屋ホールディングス株式会社

代表取締役　今井　敏義